

西宮市障害者地域安心ネットワーク事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の情報を、民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）と市の担当部署（福祉・消防）で共有し、民生委員による日々の見守り活動に活用するとともに、緊急時に関係機関が連携するネットワークを構築することにより、障害者の生活不安の解消を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、市内に居住する65歳未満で、かつ身体障害者手帳又は療育手帳を所持する者とする。

(届出)

第3条 届出については次のとおりとする。

- (1) 登録を希望する者は、所定の届出書により届け出るものとする。
- (2) 登録内容に変更が生じたときは、所定の届出書により届け出るものとする。
- (3) 登録の廃止を希望する者は、所定の届出書により届け出るものとする。

(登録内容)

第4条 登録者は、氏名、居住地、生年月日、電話番号、世帯区分、身体状況、就寝場所、家族状況、かかりつけ医、緊急連絡先等の情報を、登録することができる。

(登録の取消)

第5条 市長は、登録者が以下に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、登録を取消することができる。

- (1) 登録者が死亡したとき。
- (2) 登録者が市外に転出したとき。
- (3) 登録者が入院若しくは入所等により自宅に戻る見通しが立たないとき。

(情報管理)

第6条 市長は、第3条の規定によって届け出られた情報を、地域安心ネットワークシステムに登録し、管理する。

2 前項の情報は、民生委員や市の担当部署（福祉・消防）で共有する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。